

令和 8 年度第 2 回 高浜市水道事業及び下水道事業審議会 議事録

開催日時	令和 8 年 10 月 1 日（木）午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分まで	
開催場所	いきいき広場 会議室 A	
出席者	委員	齊藤由里恵会長、平山修久副会長、深津有香委員、安井孝一委員、小笠原徹之委員、下村威委員、角谷怜美委員、川角てる子委員、岩月信子委員
	事務局	【都市政策部上下水道グループ】 磯村部長、神谷グループリーダー、大村副主幹、担当職員 【支援事業者】 有限責任監査法人トーマツ
傍聴人	0 人	
次第	1 会長あいさつ 2 議題「水道料金改定の必要性和改定率について」 3 その他	

開会

事務局より配布資料の確認を行った。委員 9 名全員が出席しているため会議が成立している旨、本会議は公開であり、会議録は後日市ホームページで公開する旨の説明をした。

1. 会長あいさつ

齊藤会長よりあいさつをした。

2. 議題「水道料金改定の必要性和改定率について」

事務局より、前回資料の訂正及び用語集の追加について説明した。その後、第 1 回審議会の振り返り、高浜市水道事業の現状、将来の収支見通し、料金改定時期、料金算定期間及び料金改定率について説明した。

質疑等については以下のとおり。

【委員】

老朽化対策及び耐震化について、新設を含め、管路の整備及び更新をどこまで行う方針か。

【事務局】

市内に布設されている管路の総量はおおむね決まっており、今後は既存の非耐震管を耐震管へ更新することが中心となる。新規開発に伴う管路は、原則として開発事業者が費用を負

担して布設し、完成後に市へ帰属するため、市の新設費用が継続的に増加する構造ではない。

【委員】

工事費の物価上昇への対応が、今後の主な課題となるのか。

【事務局】

給水人口及び料金収入の動向と、物価上昇による工事費の増加の双方を踏まえ、必要となる料金水準を検討する必要がある。

【委員】

能登半島地震では水道施設の復旧に時間を要している。災害への備えとして、復旧等に必要な費用をあらかじめ確保する必要があるか。

【事務局】

一定の期間内に必要となる支出を計画し、現行料金では不足する支出を料金改定によって確保することを検討している。物価上昇及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要な料金水準をその都度見直す必要がある。

【委員】

災害時に管路を復旧する際の優先順位をどのように定めているか。

【事務局】

避難所、防災拠点、病院等の重要施設に接続する基幹管路を優先する。通常の管路については、これまで下水道工事と併せて施工することで費用の抑制を図ってきた。下水道の整備が進むと、水道単独で施工する必要が生じ、工事費が増加する可能性がある。

【委員】

P12 について、耐震化した配水場及び管路が対応する地震の規模を確認したい。

【事務局】

水道施設の耐震性能については、レベル 1 地震動及びレベル 2 地震動の考え方があり、国から示される基準等に基づき整備している。現在の整備についてはレベル 2 地震動に対応する耐震化を実施している。

【委員】

地震の規模及び耐震性能に関する基準は、市が独自に定めているか。

【事務局】

国からレベル 1 地震動及びレベル 2 地震動に関する指針が示されている。避難所及び病院

等の重要施設につながる管路については、想定される最大規模の地震動に対応できるよう整備することが求められている。

【委員】

重要施設につながる管路は、レベル2地震動に対応できる管路へ更新する方針か。

【事務局】

重要施設につながる管路については、レベル2地震動に対応できる管路へ順次更新する。

【副会長】

日本水道協会の水道施設設計指針において、過去の地震等を踏まえた設計上の考え方が示されており、これに基づいて整備するものと理解している。

【委員】

P16について、民間委託を活用した上で、類似団体と同程度の業務を少数の職員で実施できているか。また、民間委託の状況を踏まえても、類似団体との職員数の比較には妥当性があるか。

【事務局】

窓口、検針及び開閉栓等の業務を民間へ委託している。類似団体も同様の業務委託を行っている中での比較であり、市が実施すべき業務に必要な職員を確保した上で、効率的に事業を運営している。

【会長】

経常収支比率が100%を超えている場合でも、一般会計からの繰入れを受けて黒字となっている可能性があるため、その内訳を示す必要がある。また、管路耐震化率についても、単に管路延長の割合を示すだけでなく、重要施設等への供給ルートの耐震化状況など、指標を補足する情報が必要である。

【事務局】

一般会計からは、児童手当等を除き、水道事業の運営に係る大きな繰入れを受けていない。基本的には、水道料金により給水原価を賄っている。

経営戦略では、令和15年度における管路耐震化率45%、経常収支比率100%以上及び料金回収率100%以上等を目標としている。企業債残高対給水収益比率は、目標ではなく経営戦略上の見通しとして示している。

【副会長】

企業債残高対給水収益比率について、経営戦略に示された水準を踏まえて料金改定率を審議することになるか。

【事務局】

経営戦略に記載した企業債残高対給水収益比率は目標ではなく、現行の前提に基づく見通しである。市では企業債の発行を年間 4,000 万円程度に抑えてきた。今回の審議会では、料金改定率を抑えるために企業債を増額するか、企業債を抑えて必要な料金改定を行うかという点も含めて審議する。

【委員】

レベル 2 地震動に対応するため、重要施設につながる管路を従来よりも耐震性能の高い管路へ更新する必要があるか。

【事務局】

重要施設につながる管路については、レベル 2 地震動に対応できるよう整備する必要がある。

【委員】

レベル 2 地震動に対応する管路への更新により、今後の費用及び収支見通しにどのような影響が生じるか。

【事務局】

レベル 2 地震動に対応する管路への更新により、更新費用が増加し、収支にも影響が生じる。もっとも、耐震化は今回の計画期間内にすべて完了するものではないため、更新する管路及び実施時期について、優先順位を検討しながら進める。

【副会長】

水道統計上、高浜市の配水池はレベル 2 地震動への対応が 100%となっている。

【事務局】

配水池に加え、今後は管路自体の耐震化を進める必要がある。

【委員】

P25 について、建設改良費が増大すると説明されている一方、将来推計では年 5 億円程度で推移している。建設改良費の設定根拠を確認したい。

【事務局】

経営戦略に基づき、投資額を平準化して年 5 億円程度としている。資材価格及び労務費が上昇した場合、同じ金額で更新できる管路延長が短くなる可能性がある。将来の物価上昇を正確に見込むことは困難であるため、現時点では平均的な金額として設定している。

【委員】

耐震化の目標を達成するためには、建設改良費を増額する必要があるのではないかと。

【事務局】

現時点では経営戦略に基づいて設定しているが、一定の期間ごとに見直しを行い、物価上昇等を反映させる必要がある。

【副会長】

P25 に示された建設改良費は、経営戦略に基づく施設整備計画の実施に必要な費用を見込んだものであり、当該建設改良費を確保することで、経営戦略の目標を達成できるという理解でよい。また、今回の審議会では、経営戦略に掲げる耐震化率等の目標自体の妥当性ではなく、当該目標の達成に必要な料金水準を審議するという整理でよい。

【事務局】

P25 に示した建設改良費は、経営戦略に掲げる施設整備の目標に基づき見込んだものである。今回の審議会では、経営戦略に基づく施設整備を実施し、必要な収支を維持するための料金水準について審議いただく。

【会長】

令和 6 年度及び令和 7 年度の実績について、経営戦略の見込みとの乖離はないか。また、乖離がある場合、その影響を今回の収支見通しに反映しているか。

【事務局】

令和 7 年度から令和 8 年度への工事の繰越しがあるため年度間の比較は複雑であるが、物価上昇等を反映しており、現時点では経営戦略から大きく乖離していない。

【会長】

金利及び工事費の上昇について、改めて確認してほしい。また、P26 の受水費について、将来の県営水道料金の値上げをどのように見込んでいるか。経営戦略策定後の環境変化を踏まえ、内部で再度確認してほしい。

【委員】

金利上昇を今後の試算に反映する必要がある。

【事務局】

現時点までの県営水道料金の値上げは反映している。将来の値上げは不確定であるため、今回の試算には織り込んでいない。

【会長】

今後、受水費が変動した場合に料金へ反映する方法、料金改定を検討する時期及び条件をあらかじめ整理する必要がある。

【事務局】

給水収益のおおむね 1 年分の内部留保資金を確保し、物価上昇等にも対応できるようにする。経営環境の変化によって内部留保資金が大きく減少する場合には、計画期間の途中においても料金の見直しを検討する。

【委員】

第 1 回審議会資料では令和 11 年度に資金残高が不足する見込みであったが、今回の資料では令和 13 年度に内部留保資金が枯渇するとされている。枯渇時期が異なる理由を確認したい。

【事務局】

第 1 回審議会資料は経営戦略策定時の数値であり、今回の資料は令和 7 年度までの実績を反映している。令和 6 年度及び令和 7 年度の費用実績が当初見込みを下回ったため、資金の枯渇時期が令和 13 年度に後ろ倒しとなった。

【委員】

P28 について、令和 8 年度の資本的収入が他年度より多い理由を確認したい。

【事務局】

令和 7 年度に実施する予定であった工事を令和 8 年度へ繰り越したことに伴い、その財源となる企業債、補助金及び負担金等も令和 8 年度へ繰り越されたためである。

【委員】

改定率 30% の案が適切である。改定率を 25% に抑えて短期間で再度改定するより、30% の改定によって一定期間安定した料金水準を維持する方が、市民の理解を得やすいと考える。

【委員】

P24 について、給水人口の将来見通しを踏まえて各案を作成しているか。人口減少によって料金収入が見込みを下回る可能性はないか。また、高齢化等の人口構成の変化が、一人当たりの使用水量に与える影響をどのように見込んでいるか。

【会長】

人口構成による使用水量への影響は限定的であり、節水機器等の影響も考慮する必要がある。今回の 5 年間の料金算定期間では、人口見通しが大きく変動する可能性は低い。

【事務局】

現時点で見込める人口及び有収水量を前提として試算している。環境の変化によって料金収入に大きな影響が生じる場合は、料金改定の時期を早めることも考えられる。企業債を増額して当面の料金改定率を抑えた場合、その償還の影響が生じる 5 年後には、再度料金改定を検討する必要がある。

【委員】

30%を超える改定率についても検討する必要があるのではないか。

【事務局】

経営戦略に基づく事業運営に必要な改定率として30%を提示している。まずは、令和10年度から令和14年度までの5年間の料金体系をどのように設定するかという観点から審議する。

【委員】

改定率30%の場合、平均的な一般家庭における月額負担増を確認したい。

【会長】

全体の改定率を決定した後、基本料金及び従量料金の配分等を検討するため、現時点では各家庭への具体的な影響額は確定していない。次回以降の審議において、具体的な影響額を確認することになる。

【事務局】

参考として、現行料金表を単純に1.3倍した場合、口径13mmで月10m³使用する家庭では、月額1,139円が1,481円となり、月額約350円、2か月で約700円の増加となる。具体的な料金体系及び各家庭への影響額は、次回以降に検討する。

【委員】

P41以降について、料金改定後に当期純利益が発生する一方、資金残高が増加しない理由を確認したい。

【事務局】

当期純利益等は、管路の耐震化等に係る建設改良費に充当するため、同額が資金残高として蓄積されるものではない。

【委員】

管路の法定耐用年数は40年である一方、耐震管の実際の使用可能年数はより長いとの説明があった。料金算定に用いる減価償却費について、実際の使用期間との関係を検討する必要がある。

【事務局】

現在は非耐震管を耐震管へ更新することを優先している。耐震管へ更新した後の更新時期及び耐用年数の考え方については、今後整理する必要がある。

【委員】

料金の値上げ幅は小さい方がよいが、短期間で再度値上げすることは避ける必要がある。

【委員】

現在の水道料金を高いとは思っていない。頻繁に値上げするより、30%又はそれを超える改定によって、一定期間安定させる方がよい。

【会長】

企業債は、長期間使用する設備について現在及び将来の利用者の間で負担を分散させる機能も有する。投資計画を前倒しする場合は、現在の職員体制で対応できるかという点も考慮する必要がある。今回の意見は、今後の経営戦略の見直し時に反映することが考えられる。

【委員】

電気料金等と比較すると、水道料金の改定頻度についても見直し、経営環境の変化を機動的に料金へ反映できる仕組みを検討する必要がある。

【会長】

スマートメーターの導入等が進めば、使用状況を踏まえた料金設定等を検討する余地もある。専門人材の確保及びデータ分析等も含め、今後検討することが考えられる。

【副会長】

30%を基本として次回以降の具体的な料金体系を検討することが適切である。ただし、現在と同程度の企業債残高対給水収益比率 57%程度を維持する場合に必要な料金改定率も参考として示し、現在及び将来の利用者負担のバランスを踏まえて 30%を選択したことが分かるようにする必要がある。

【会長】

次回以降は、改定率 30%を基本として料金体系を検討する。また、現在と同程度の企業債残高対給水収益比率を維持する場合の改定率についても、参考として提示してほしい。

【委員】

緊急事態又は試算の前提から大きな乖離が生じた場合に、料金改定を柔軟に検討できるよう、一定のルール及び算定方法をあらかじめ定める必要がある。5年間料金を固定するのではなく、経営環境の変化に対応できる仕組みを検討してほしい。

【会長】

決算時等に経営状況が見える化し、継続的に料金改定の必要性を検討することを、答申の附帯意見等に盛り込むことが考えられる。経営目標を下回る場合など、見直しを開始する基準を示すことも検討してほしい。

【委員】

料金改定の検討を開始する閾値を定める必要がある。

【会長】

経営目標を下回った場合等に料金を見直す旨を、答申に記載することも考えられる。

【事務局】

料金算定期間を5年間としたことをもって、その期間中に見直しを行わないものではない。物価、金利、受水費等の動向及び経営状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。

【会長】

改定率 30%を基本として、次回以降の料金体系の検討を進める。あわせて、現在と同程度の企業債残高対給水収益比率を維持する場合の改定率及び経営環境が試算から乖離した場合の見直しの考え方を、今後の検討材料として整理してほしい。

3. その他

事務局より、次回の第3回審議会は令和9年1月20日に同会場で開催し、今回確認した料金改定率をもとに、水道料金体系の方針について審議する予定である旨を連絡した。

以上